

2025年度 第2次予算要請行動

国土交通省要請行動

第2次要請行動 2024年11月20日

自治労参加者：仲摩剛征 県職現業部会幹事、赤津誠二 一般現業部会幹事、吉村秀則 事務局長

国土交通省参加者：道路局 環境安全・防災課、同 道路防災対策室、同 道路交通安全対策室、道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室、水管理・国土保全局治水課、大臣官房 社会資本整備総合交付金等総合調整室

1. 頻発化・激甚化している自然災害において、従来の道路・河川管理業務だけでは対応が困難となることが危惧されることから、住民の生命と財産、生活の安全・安心の確保、防災・減災対策や災害時・災害後の復旧に関して実情にあわせた新たな国庫支援制度の創設も含め、必要な取り組みを行うこと。また、道路施設や河川管理施設の老朽化対策を講じる必要があるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、国として必要な支援を行うとともに、道路法第42条を踏まえた必要な予算措置をはかること。

①<国土交通省>第2次要請 項目1回答の概要

近年の気候変動の影響もあり、水災害の激甚化と頻発化がある中で、これまで通り堤防整備や河道掘削等の事前防災対策を引き続き加速させていく。また公表している「流域治水プロジェクト」では、河道掘削なり堤防整備や川の整備だけではなく、流域全体が一体となって、あらゆる関係者が共同して対策を行っていくことが、これからの気候変動を踏まえて重要としており、流域治水についても推進している。

また、それらの取り組みに資するために2021年度に個別事業補助として「特定都市河川浸水被害対策推進事業」を創設した。この事業では特定都市河川に指定されるにあたり「流域水害対策計画」を策定することになるが、策定に対する支援が可能となっている。あわせて流域治水を推進するための制度拡充等も進めている。

加えて河川管理施設の老朽化対策として、施設の更新とか応急的な改良などについては、2022年度に「河川メンテナンス事業」を個別補助事業として創設し、老朽化対策等が計画的に実施できるよう重点的に支援を強化している。

今年度も激甚化・頻発化する大雨に対し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用しながら自治体への支援を重点的に行ってきたい。

地方が管理する道路の防災・減災対策、老朽化対策については、社会資本整備総合交付金や道路の中で個別補助制度等を活用し、それぞれ地域の要望に応じて支援を行っている。2020年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、防災・老朽化対策について項目を入れている。その中では、定期点検などにより確認された修繕が必要などの対策を集中的に実施するなど、早期の予防、保全により道路メンテナンスにできるように取り組んでいる。2025年度が最終年度となるが、厳しい財政状況の中で引き続き地域の要望に応じて支援できるように必要な予算確保に努めたい。

②<自治労>第2次要請 項目1追加要請1

社会資本整備総合交付金については、日常的に行う道路維持作業等は対象外という見解だったと思う。先ほど予算増額で要求しているとのことだったが、果たして使いやすいものとなっているのか危惧するところである。予算措置はされるものの、民間も公務職場も

人員不足の状況の中で、技術職員が現場作業をせざるを得ないといった自治体現場もある。交付金が確保されるものの、現場体制の状況により効果的に対応できない実態があることを認識していただきたい。自治体における道路維持管理に関しては、直営も視野に入れた体制強化が必要と考える。有事の際の対応はもとより、自治体責任による住民へのサービスが十分に提供できないのではと危惧する。国土交通省として自治体の道路行政体制の実態についても把握すべきと考える。

また、自治体で管理している河川の維持については、1級河川と比較すると堤防の除草や施設の水準など十分な維持管理に必要な予算が確保できていない実態がある。大雨などでは本流から支流への逆流による氾濫などがあり、小規模河川の維持管理も重要であるため、引き続き、予算確保・拡充をお願いしたい。

③<国土交通省>第2次要請 項目1追加要請1に対する回答

社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金については、各都道府県や地方公共団体が作成する整備計画や要望などに基づく概算要求に対し、夏と冬の年に二回、配分している。自治体によっては準備が整わない時に予算がきたことは例としてあるのかもしれない。

④<自治労>第2次要請 項目1追加要請2

予算の流れは理解した。現場視点にはなるが、自治体現場の現状を知っていただきたいと思い発言した。現業職員の減少に伴い、技術職員に負担がかかっていること、また民間事業者の能力を発揮しきれていない現状などを踏まえ、自治体における道路維持行政の在り方について今一度考える必要があるのではないかと。人員に関しては管轄外と認識しているが、関係省庁と連携していただき、自治体の現状把握に努めていただきたい。

2. 頻発する豪雪を踏まえ、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」第6条に規定する費用の補助を見直すとともに、豪雪時において地方自治体の負担が増大しないよう、除雪補助の確実及び臨時特例措置などにより必要な予算を確保すること。また、除雪オペレーターの担い手確保・育成やICT活用による除排雪の省力化、効率化、コスト縮減に対する支援の充実などに対し財政支援をはかること。

①<国土交通省>第2次要請 項目2回答の概要

国土交通省では、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(雪寒法)」に基づいて地方公共団体における幹線道路などに、除雪などの実施費用に対して支援を行っている。また全国的に降雪が著しい場合には、臨時特例措置として追加的な支援を行っている。

除雪オペレーターの担い手不足対策として、熟練オペレーター不在でも除雪ができるように、除雪機械の作業装置自動化やAIによる交通障害の自動検知などの実証を進めている。必要な予算の確保に努めるとともに、地域からいただく要望に対して適切に支援が行えるよう取り組んでいく。

②<自治労>第2次要請 項目2追加要請1

この間、降雪状況を鑑み、予算措置をしていることに感謝する。今年度も地域によっては一晩での降雪が60cmを超えるなど、除雪に関しては、急な対応が求められる。とくに自治体が管理する道路は、住民生活に直結する道路であるため、国道・県道はもとより、主要な生活道路に対しての予算確保と柔軟な交付をお願いしたい。

3. 公共インフラ・公共施設に関しては国内・地域経済や産業を支え、国民・住民の生活の基盤となり安全性の確保が社会的要請であることから、社会資本整備総合交付金、防

災・安全対策交付金、道路除雪費等の交付金制度の拡充、対象の拡大、交付金交付率の引き上げを行うこと。また、交付金については、住民・道路利用者の安全・安心を迅速かつ適切に確保するため、実情に応じ、より柔軟性を持った活用ができるよう対応すること。

①<国土交通省>第2次要請 項目3回答の概要

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金等については、地方公共団体にとって自由度が高く、地域経済や産業の基盤となる社会資本整備や地域における総合的な防災・減災対策等の強化に対する重要な支援策であるとともに、安定的・持続的な確保が極めて重要であると認識している。2025年度概算要求においては約1兆6,000億円要求している。

厳しい財政状況の中ではあるが、引き続き地域の実情に応じた様々なニーズによりの確に対応できるように、両交付金の予算確保等に全力を尽くしていく。

②<自治労>第2次要請 項目3追加要請1

この間の物価高、人件費の高騰は、道路の維持管理についても大きな影響を及ぼしている。とくに請負工事などでは材料費、労務費ともに高騰し、昨年と同額の予算であったとしても、修繕できる面積が縮小し、適切な維持管理が困難な状況となっている。国土交通省におかれても十分な予算確保に努めていると思うが、現場実態に追いついていないのが現状である。本来、補修しなければならない施設や施工方法を変更し、必要最低限の補修などにより維持管理しているため、自治体要望に即した予算確保をお願いしたい。

4. 国土強靱化計画をより実効性のあるものとするため、防災・安全交付金を拡充するとともに「全国道路構造物マップ～損傷マップ～」にある道路構造物の定期点検・修繕に重点をおいた予算配分を行うこと。また、早期措置・緊急措置の構造物は早急に修繕対策を講じることにより、適切な時期に維持補修を行うため予防保全の拡充をおこなうこと。

<国土交通省>第2次要請 項目4回答の概要

道路の橋梁については、定期点検を実施して修繕が必要であると判明した約7万橋のうち、実際に修繕が完了した橋梁は約7割にとどまっている。国土交通省としては、インフラの長寿命化をはかるための計画的な維持・管理の方針や予防保全の取り組み、新技術開発・導入等によるトータルコストの縮減・平準化をはかっている。

とくに橋梁の修繕・点検は、点検結果を踏まえて策定される長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ集中的な支援を行うために、「道路メンテナンス事業補助制度」により支援を行っている。加えて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、予防保全型インフラメンテナンスの転換にむけた老朽化対策への転換にむけた老朽化対策が盛り込まれており、この予算を活用し、修繕や更新が必要な橋梁等の道路施設の対策を集中的に実施することとしている。

また、インフラの現状や老朽化対策の必要性について、国民むけに分かりやすくお知らせするために、「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」にて、各施設の措置状況や修繕対策を公開している。国土交通省としては、地域からの要望を踏まえて必要な予算の確保や支援とともに、できる限り効率的なインフラの維持管理・更新に取り組んでいきたい。

5. 災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化はもとより、第一次緊急輸送ネットワーク・第二次緊急輸送ネットワークの確保にむけ、迅速で円滑な災害対応が可能になる予算を確保すること。

①<国土交通省>第2次要請 項目5回答の概要

緊急輸送道路の耐震化やネットワーク自体の構築については、個別補助制度や防災・安全交付金等を活用し、地域の要望に応じた支援を行っている。

なお、国土強靱化地域計画に基づき、災害時の地域輸送を支える道路の整備や防災・減災に資する事業のうち、早期の効果発現が見込める事業については、防災・安全交付金の中でも重点配分対象として財政支援を行っている。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等の構築にむけ、さらなる加速化・深化をはかるため重点的・集中的な対策を講じている。厳しい財政状況の中ではあるが、引き続き必要な予算の確保に努めたい。

②<自治労>第2次要請 項目5追加要請1

災害時における緊急輸送道路の役割は非常に重要であることは、能登半島地震で明らかになった一方、道路の損傷した際は復旧・復興に大きな影響を及ぼすことも明らかになった。能登半島地震では道路損傷で使用できないため港などを活用し対応したが、山間部の地域などでは、緊急輸送道路の損傷は致命傷に繋がることが容易に想像できる。限られた財源の中で、新たな整備は困難であると考えるが、既存施設の適切な維持管理にむけた予算確保をお願いしたい。

6. 道路施設の維持管理を適正に行ううえで管理者である自治体職員は現場で迅速かつ的確な判断が必要とされているとともに、道路法第42条、また地域の実情に応じ道路が持つ役割を適切に果たすため、道路行政に対する体制強化にむけ、関係する省庁と連携し、必要な予算を確保すること。

①<国土交通省>第2次要請 項目6回答の概要

道路管理者は道路法第42条に基づき、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」とされており、各道路管理者において必要な体制を確保し、維持管理や修繕を実施する必要がある。一方、とくに小規模市町村においては、技術職員が少ない、もしくはいない場合もあることから、この認識を「道路メンテナンス年報」等で公表・共有している。

道路局としては引き続き、橋梁等の道路施設の点検に関し地方公共団体の職員を対象とした研修の実施や、点検業務の効率化がはかれるよう新技術の導入を自治体に促しているところである。

②<自治労>第2次要請 項目6追加要請1

自治体における道路維持に関わる除草業務では、これまで地域ボランティアによって実施されていた事例が多くあったが、ボランティアを担っていた地元住民の高齢化により除草が出来なくなり、自治体で対応することが多くなっている。

また近年多発する大雨による被害に対し、住民要望は多様化しており、例えば排水に関わる側溝清掃に関しては、非常に軽度な案件であっても丁寧に対応しなければ住民要望に応えきれないのが現状である。さらに道路冠水による通行止めに関して、注意喚起の看板設置のみならず、現地に職員を配置し住民対応や現場対応を行っている。こうした対応は、刻々と変化する現場状況を的確に判断し、状況に応じてその場で決断し実行することが道路管理者としての責務であり、最善策と考える。自治体の道路管理を担う現業職員は減少し、地方の自治体では逼迫した状態で業務を遂行していることから、住民の安全・安心の確保を第一に考えた道路管理体制の拡充が必要と考える。

この間の要請行動にて意見として申し上げてきた自治体における道路行政に対する体制

強化についてである。自治体現場では現業職員をはじめ、技術職員も慢性的な人員不足となっており、1人の負担がこれまで以上に大きくなっている。また最近では、地域によって民間事業者が撤退し、遠方の民間事業者に頼らざるを得ない状況になっている。今後、労働人口が減少し、民間事業者も小規模の工事で利益が確保できない地域には参入しない可能性があることから、適切な道路維持管理ができる体制強化にむけ、関係省庁と連携し、各自治体に対し働きかけていただきたい。

③<国土交通省>第2次要請 項目6追加要請1に対する回答

自治体の道路行政体制が脆弱な状況になっていることについては、この間の要請でもご意見として承っている。実際に職員数が減少していることもこの間の調査などで把握している。自治体の人員確保については管轄外であるが、自治体間の連携などスケールメリットを活かした取り組みなど、管轄内の制度内で対応できることは対応し、情報発信に努めていく。また、自治体職員で担うべき業務と民間事業者で担う業務については難しい判断であるが、検討会などで事例などを集約し、好事例を共有していきたいと考えている。

7. 道路の区画線や道路標示は交通の案内誘導、指示を与える重要な役割を担っているものの、交通による摩耗や除雪作業による剥離などにより、舗装と比較し劣化進行が速いことから、適切な管理にむけた予算確保すること。

①<国土交通省>第2次要請 項目7回答の概要

道路の区画線や道路標示については安全円滑な運行のために、国土交通省としても重要な役割を担っており、適切な維持管理が必要なものと思っている。国土交通省の直轄事業については、維持修繕予算を増加させて道路の維持管理を推進しているところ。

また、地方における区画線等の維持修繕については、舗装の打ち換えに伴う引き直しについては、社会資本整備総合交付金による支援が可能となっている。今後も区画線等の交通安全施設の整備および維持管理に必要な予算の確保に努めていく。

②<自治労>第2次要請 項目7追加要請1

区画線や道路標示の維持管理は利用者にとって極めて重要であり、雨天時などでは摩擦や剥離で目視できないことは、重大な事故に繋がる恐れがある。自治体現場では、舗装の損傷による修繕に予算が割り当てられ、区画線のみの特化した予算を確保している事例は少ないため、限られた予算で適切な道路維持管理を進めていくためにも、予算確保をお願いしたい。

2024年11月20日

国土交通大臣
中 野 洋 昌 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石 上 千 博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日ごろから、貴職におかれましては、国土交通行政の推進に日夜ご尽力されていることに対し、心より敬意を表します。

さて、自治労では地域公共交通網の確立と安全・安心の確保など、国土交通行政等に

関する問題解決にむけた施策の充実が必要と認識しています。

つきましては、2025年度予算編成にむけた作業が進められている段階にあたり、下記の課題について、予算措置をはじめとする積極的な対応を要請します。

記

1. 頻発化・激甚化している自然災害において、従来の道路・河川管理業務だけでは対応が困難となることが危惧されることから、住民の生命と財産、生活の安全・安心の確保、防災・減災対策や災害時・災害後の復旧に関して実情にあわせた新たな国庫支援制度の創設も含め、必要な取り組みを行うこと。また、道路施設や河川管理施設の老朽化対策を講じる必要があるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、国として必要な支援を行うとともに、道路法第42条を踏まえた必要な予算措置をはかること。
2. 頻発する豪雪を踏まえ、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」第6条に規定する費用の補助を見直すとともに、豪雪時において地方自治体の負担が増大しないよう、除雪補助の確実及び臨時特例措置などにより必要な予算を確保すること。また、除雪オペレーターの担い手確保・育成やICT活用による除排雪の省力化、効率化、コスト縮減に対する支援の充実などに対し財政支援をはかること。
3. 公共インフラ・公共施設に関しては国内・地域経済や産業を支え、国民・住民の生活の基盤となり安全性の確保が社会的要請であることから、社会資本整備総合交付金、防災・安全対策交付金、道路除雪費等の交付金制度の拡充、対象の拡大、交付金交付率の引き上げを行うこと。また、交付金については、住民・道路利用者の安全・安心を迅速かつ適切に確保するため、実情に応じ、より柔軟性を持った活用ができるよう対応すること。
4. 国土強靱化計画をより実効性のあるものとするため、防災・安全交付金を拡充するとともに「全国道路構造物マップ～損傷マップ～」にある道路構造物の定期点検・修繕に重点をおいた予算配分を行うこと。また、早期措置・緊急措置の構造物は早急に修繕対策を講じることはもとより、適切な時期に維持補修を行うため予防保全の拡充をおこなうこと。
5. 災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化はもとより、第一次緊急輸送ネットワーク・第二次緊急輸送ネットワークの確保にむけ、迅速で円滑な災害対応が可能になる予算を確保すること。
6. 道路施設の維持管理を適正に行ううえで管理者である自治体職員は現場で迅速かつ的確な判断が必要とされているとともに、道路法第42条、また地域の実情に応じ道路が持つ役割を適切に果たすため、道路行政に対する体制強化にむけ、関係する省庁と連携し、必要な予算を確保すること。
7. 道路の区画線や道路標示は交通の案内誘導、指示を与える重要な役割を担っているものの、交通による摩耗や除雪作業による剥離などにより、舗装と比較し劣化進行が速いことから、適切な管理にむけた予算確保すること。

以上